

平成 26 年度第 9 回仙台市障害者施策推進協議会でのご意見

1 いただいたご意見

(1) 目指すべき社会像等について

○ 共生社会の実現・多様性を認める社会

- ・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活ができる共生社会。
- ・普段から自助・共助・公助の取り組みがなされ、市民として共に安心して暮らすことのできる社会。
- ・基本的な考え方としては、「差別」という概念がなくなる共生社会の実現。
- ・健常者と障害者が分け隔てされることなく、障害が一つの個性と認識され、あらゆる人々がごく自然にまちなか、学校、職場などで行き交うようなということ。
- ・障害があるないにかかわらず、多様な方が社会の構成員の一人として認められていること。
- ・障害がある方もない方も共生できる社会づくりを目指すべき。障害に限らず、子ども、女性、高齢者への配慮もあるべき。
- ・障害などの「生きづらさ」を抱えた人たちを中心に誰もが安心して暮らせる、「嫌な思い」をすることの少ない社会を目指していければいい。

○ 自己決定・自己実現・自立ができる社会、生き方の尊重

- ・誰もが自己実現できる社会。その機会が保障されていること。そのために不当な制限（ハード・ソフトを問わず）をひとつずつ取り除いていく仕組みがあり、仕組みが機能する社会。
- ・誰もが生まれてきてよかったと思うことのできる社会を目指したい。
- ・一人の人の自立ということを限りなくサポートできる社会で、その自立した個人が共生していく社会というのができたらいい。
- ・「自己決定」「障害がある人が必要に応じて支援を受けつつ自分の生き方を自分で決め、その生き方を尊重される」、この辺もぜひ検討してほしい。

○ 基本的人権、自由・平等

- ・全ての市民が基本的人権、自由、平等であるべきで寛容と包容力のある世界をつくれるような社会であればいい。
- ・日本では障害に対して排除的だということを、外国の障害者の話を聞いていて実感する。外国では、障害者が参加できることが当たり前のことであって、参加できないことがおかしいという感覚があるが、日本では参加させるのは特別なことになっている

○ 障害があってもなくても当たり前前に生活し参加できる社会

- ・障害があってもなくても、同じような生活ができるということが、最大の目的。
- ・障害者がコミュニティの中で中心になれるようなユニバーサルな社会づくりを目指す。

○ 障害理解・相互理解

- ・障害者の個性を理解し、お互いの気持ちを酌み取り合いながら、お互いが成長していく。
- ・差別というよりは、相互理解の努力というものを本当に目指した社会。
- ・過半数の市民が合理的配慮の仕方を理解している社会づくりを目指したい。

○ 思いやり

- ・全体として、社会が思いやりを持った、相手の立場を考えられるような、誰もがそのような考えになれるような社会づくりを目指す。

○ 全市民が障害当事者になる共通認識を持つべき

- ・人は障害のある人も難病の人も、健常の人も、ある程度高齢になれば身体等で不自由になる。全市民がなりえる問題だという共通認識を持つべき

○ 仙台らしさ

- ・仙台市の市民性、まちづくりの歴史などを踏まえ、仙台市ならではの主張を盛り込めないか。

○ 仙台市の姿勢を示すもの

- ・大事なことは、人の痛みをどう知るかということであって、仙台市としての姿勢を短く印象的な言葉で示していくということはできると思う。
- ・差別禁止法ができたから仙台市は条例をつくりますというのだとだめだと思う。一緒に力の弱い人を応援していきたいし、尊重していきたいから条例をつくりますと、禁止法はそれを後押ししてくれたというふうになっていくのがいい。
- ・条例はつくって終わりではない。つくる前にもしっかりと市民の方々を巻き込んでいくことが大事だし、条例ができてからも、さらにそれは続いていく。
- ・大事なことは、人の痛みをどう知るかということであって、仙台市としての姿勢を短く印象的な言葉で示していく。

○ 条例の位置づけ

- ・この条例が目指すのは、差別解消なのか、差別禁止なのか。解消と禁止というのは意味が違う。
- ・全ての市民が差別されないで暮らすために必要な条例と位置付けてはどうか。

(2) 差別解消のために取り組むべき重要なポイント等について

○ 見直しの規定が必要

- ・市民の声を聞きながら、必要な都度、改定などもしていければいい

○ 差別解消の捉え方

- ・差別的取り扱いということではなくて、不均等待遇とか不利益取扱ということを書いてもらわないと、差別の把握として差別的取り扱いというのでは、二重に差別という言葉を使っていて、よくわからないのではないか

○ 条例を作った後の取り組みが重要

- ・条例は条例としてつくっていきながらも、相互理解のための取り組みをきちんと発

信する機会をつくっていくということが大事。

○ 差別とは何かを理解し共有すること

- ・「差別とは何か理解し共有する必要がある」という言葉に尽きると思う。
- ・障害がある方の生きにくさを周りの人が気づいていないというところが差別につながっている。何が合理的配慮なのかということにまず気づいてもらうということが大きな目的。

○ 差別事例の蓄積

- ・差別と感じた情報を共有できるような仕組み。

○ 障害理解・広報啓発

- ・長期・短期視点それぞれの視点に立ち、地域コミュニティとして考えていく必要がある。
- ・障害者あるいは障害に対する理解の深まりが、差別の解消や合理的配慮につながる。
- ・障害に関する広報、啓発活動というものを、継続的にやっていくことが大事。
- ・広報啓発活動についても、いろいろなその対象を見きわめ、対象に合わせた資料で周知する。
- ・障害に対する理解、そして特性によって異なる対応が必要であることを知ること。
- ・障害者理解に関することについても、やはり教育という部分の充実を図ってほしい。
- ・まわりが障害者を受け入れる体制となって、障害者側が必要な配慮を言いやすい雰囲気になると、社会が良くなっていく、良い循環のきっかけになる

○ 障害のある人とない人の出会い・コミュニケーション

- ・障害を持つ人の心を知ること。
- ・ココロン・カフェのように、様々な意味でのコミュニケーション、交流の場を提供すること。

○ 障害当事者からの発信・意思表示の支援

- ・ココロン・カフェを続けてほしい。発信することが本当に大事なことだとつくづく感じた。
- ・発信することが難しい場合は、間にクッションのような役割をする人がいるといい。
- ・障害理解のための啓発が必要。特に障害当事者からの発信はとても重要。

○ 相談支援・第三者機関のあり方

- ・差別を受けた場合に相談できる、第三者委員会、相談員あるいはコーディネーターのような位置づけが必要。
- ・理不尽な思いをしたときに、それをきちんと受けとめる場をつくらなければならない。
- ・訴訟というような場ではなく、対話をするという意味で受けとめる場、障害のある人からの意見を受けとめる場でもあり、事業所、事業者の意見を受けとめる場の両方の意味を兼ね備える第三者機関が重要なポイント。
- ・訴訟ということが最終的になるけれども、その前の調整する仕組みをどうつくるか、第三者機関、既存の機関だけではない機関が必要。

- ・これは差別かどうかというのを検討する委員会みたいなものは必要。

○ アクセシビリティ

- ・アクセシビリティということが大事。

○ 政策形成への障害者の意見の反映

- ・市民全体に関わる計画等は、必ず障害者の意見が反映されるような仕組みを盛り込んでほしい。

○ 分野

- ・震災を受けてということで、「緊急時や災害時における安全」を入れたらどうか。

(3) 罰則について

罰則は必要

○ 命にかかわるものなどひどい事例への対応のために必要

- ・基本的にはないほうがいいが、視覚障害者の立場から言うと、誘導ブロック上に置いてある自転車、自動車、看板、そういうものがずっと続くような場合には駐車禁止と同じような扱いとして罰則規定が欲しい。
- ・「溝」にならないようなものをつくっていきたいが、命に関わるようなことも実際起きていると思う。行使するかどうかは別だが、罰則は明示することが必要なのではないか
- ・差別は人権を侵害する行為であり、もう少し罰則が当然という観点で臨んだほうがいい。

○ 抑止力として必要

- ・現実問題として被害を受ける方がいる。その被害の軽重によっては、やはりそれなりの罰則は、抑止力ということもあるので必要
- ・抑止力にならないので、生活を阻害されるようなものには罰則をつけたほうがいい

○ 差別事例の公表や差別をした場合の制裁が必要

- ・担当レベルで話が終わればいいが、最終的に不調に終わった場合は市長が一般に公開する
- ・行政が推進していくということが義務づけられたので、行政が差別をした場合、公開して、罰則があるべき。
- ・企業も差別に対する公開があって、公共事業への参加制限等の企業にとってのデメリットになるような罰則が必要。事業者も公開が当然で、事業費の減額などによって、きちっと責めを負うような仕組みが必要。

罰則は必要ではない・なじまない

○ 共生社会や相互理解の考え方になじまない

- ・「共生社会の実現」という理想に向かうに際しては、罰則を規定することはなじまない。

- ・相互理解を深めるという意味で、基本的にはないほうがいい。
- ・市民の機運の高まりというものが一番大事。入り口として、罰則というのはなじまない。
- ・障害者だから条例に守られているというのと、また溝が深まってしまう。

○ 何がいけないのか理解促進の仕組みづくりが必要

- ・罰則というよりも、理解促進と街づくりを基本とし、その仕組みづくりなどを位置づける。
- ・差別をした人に罰を与える条例ではなく、お互いに何がいけなかったのか、理解し歩み寄り、解決に導けるようになるといい。話し合いで解決できるようなもの。
- ・ひどい事例に対しては罰則も必要かもしれないが、罰則が前面に出ないような条例にしたい。

○ 第三者による介入・調整の仕組みによる解決

- ・基本的には、第三者が介入して当事者の調和を働きかけるのが原則と考える
- ・罰則を行使する前には調整は必要だと思うし、そういった調整する機関を確実につくる。
- ・罰則がないのであれば、調停なり相談なり、どのように解消していくのかが重要なポイント。

○ 現行法で対応できる

- ・罰則というのは無理な気がする。現行法で対応できるものもあり、その中で考えられないか
- ・罰則をつくることで、表向きだけ差別をしないというような形でとどまってしまったのでは、目的には合わない。命に関わるような条例違反ということであれば、それは条例ではなくて、別な法律でもって裁かれるべきことなのではないか

○ 罰則のための基準を作るのは困難

- ・罰則をつくるとすると、罰とは何かとか、誰が決めるか、それから、どう守るか、どう罰するかというのを延々と、条例ができるまでに決めなければいけない

2 更に議論していただきたい事項

- この条例が目指すのは、差別解消なのか、差別禁止なのか。
- 罰則について